

高知県教員育成指標

(令和7年度改訂版)

令和7年3月
高知県教育委員会

<目 次>

1 高知県教員育成指標の策定について	1
2 令和7年度の改訂について	1
3 指標の活用について	3
4 指標の検証及び見直しについて	3
高知県教員育成指標「教諭」	4
高知県教員育成指標「養護教諭」	6
高知県教員育成指標「栄養教諭」	8
高知県教員育成指標 管理職等「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」 . . .	10
高知県教員育成指標の活用	12
教諭 新規採用期「自己達成規準」の具体例	13
教諭 中堅期「自己達成規準」の具体例	15
養護教諭「自己達成規準」の具体例	17
栄養教諭「自己達成規準」の具体例	18

1 高知県教員育成指標の策定について

この高知県教員育成指標（以下「指標」という。）は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づいて策定されているものです。

また、令和 4 年 5 月に公布された教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）により、教特法において、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定が整備されました。この「資質の向上に関する指導及び助言」にあたり、公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、指標等を踏まえて実施することとされています。

＜本県における指標の策定目的＞

- 養成・採用・研修と一貫した教員の資質の向上を図るため、大学及び教育委員会等の関係機関・団体がそれぞれの役割について共通理解を図る。
- 高知県の教員となることを目指している学生や高知県の現職教員が自らの資質を向上させていくうえでの目安とする。
- 指導助言者が校長及び教員に対して研修等の機会に関する情報を提供し、資質の向上に関する指導及び助言を行うにあたり、内容を踏まえる。
- 教育委員会等の関係機関・団体が現職教員に対して実施する研修について、全体として一貫したもの、整合的なものとするため、基軸となるべきものを打ち立てる。

なお、令和 6 年度から令和 9 年度まで運用される、高知県の第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画（以下「第 3 期大綱等」という。）が令和 6 年 3 月に策定されました。第 3 期大綱等においては、「「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備」という基本方針のもとに位置づけられた政策の一つとして、「教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上」が掲げられています。そして、当該政策のもとに、「教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実施」という施策を示しています。

第 3 期大綱等も踏まえ、教育委員会、学校、そして教職員一人一人が、指標を活用しながら、教員の資質の向上を図ることが必要となります。

2 令和 7 年度の改訂について

改訂の主な背景

ア. 育成すべき資質・能力については、幼児教育から高等学校までを通じた見通しを持って、各学校段階の教育課程全体及び各教科等においてどのように伸ばしていくのか系統的に示す必要があり、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性が確保されることが重要。

イ. 近年、県内の教職員の不祥事が相次ぐという危機的状況であることから、不祥事根絶に向け、教員一人一人が「自分ごと」として、自らの取組等を振り返り、不祥事の防止に向けて真剣に考え、実践していくとともに、組織・環境面の対応として、各学校における不祥事防止対策のための体制構築が必要。

ウ. 改正法による改正後の教特法第 22 条の 6 第 1 項において、「校長及び教員の指導助言者は、校長及び教員に対し、資質の向上に関する指導助言等を行う」と規定されているが、特に教員に対する「指導助言等」は、実際上は、指導助言者たる教育委員会の指揮

監督のもと、所属職員の日常の服務監督を行う校長が行うことが想定されているところ（「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月31日策定、文部科学省）」等参照）。

この校長が行う、教員の今後能力を伸ばさせる必要がある分野などの研修受講についての情報提供や指導助言等を行う役割を改めて明確にすることが必要。

主な改訂（教員等に求められる資質・能力として追加したもの）のポイント

（※ア～ウは、上記の改訂の主な背景において対応するものを記載）

【1】教諭

（1）「学習指導力」の変更点

- ・ C「授業実践・改善力」⑥「授業構想」
：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を策定するに当たり、発達や学びの連続性の視点を踏まえることを追加（ア）

（2）「チームマネジメント力」の変更点

- ・ F「協働性・同僚性の構築力」⑫「保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働」
：児童生徒に関わる全ての関係者が連携・協働していくことをより明確にするため、学校同士の連携「校種間」を追加（ア）

（3）「セルフマネジメント力」の変更点

- ・ H「自己管理能力」⑱「法令遵守」
：教職員一人一人の意識のさらなる醸成を図る必要があることから、不祥事の防止に関する文言を追加（イ）

※（2）（3）の改正は、養護教諭・栄養教諭の指標にも反映

【2】管理職等

（1）「マネジメント」の変更点

- ・ C「カリキュラム・マネジメント」⑨
：教育課程の編成や教育活動の推進において、発達や学びの連続性の視点を踏まえることを追加（ア）
- ・ F「人材育成」⑳
：教特法第22条の6の規定に基づき、管理職等「校長」の指標について、教職員に対し「対話に基づく研修等の受講奨励を行う」ことを追加（ウ）

（2）「ガバナンス」の変更点

- ・ H「コンプライアンス」㉕
：管理職等の校長、副校長・教頭については、組織として所属教職員に不祥事を起こさせないようにマネジメントを図ることが必要であり、教員とは必要な資質が異なるため、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進する旨を明記。特に校長については、「不祥事防止委員会＊を機能させる」ことを追加（イ）

※令和6年度より、校長を長とし、全ての県立学校及び市町村（学校組合）立学校において設置。
校内研修を実施するほか、各校における校内研修の内容や不祥事防止月間における取組内容を協議するなど、不祥事防止に係る取組を強化。

3 指標の活用について

指標は「主体的に学び合い、学び続ける教員」となるために、自己の資質・能力の到達目標の目安として活用するとともに、1. の「＜本県における指標の策定目的＞」に掲げたような高知県教育委員会等が行う研修のみならず、学校におけるOJTなどの様々な資質向上の機会にも広く活用されています。

4 指標の検証及び見直しについて

この指標は、指標に基づく研修の実施状況やその他指標に関する施策の実施状況に応じて定期的に検証を行い、必要の都度見直しを行います。

高知県教員育成指標「教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
			児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2		
学習指導力	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性、他教科等との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。
		⑧ 学習評価と改善	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができる。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。
	D 専門性探究力	⑨ 専門性の追究	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができる。
		⑩ 校内研究の推進		
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑪ ICTや教育データの効果的な活用	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携・協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	G 組織貢献力	⑬ 教職員間の連携・協働	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑭ 学校組織の理解・運営	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑯ 人材育成	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
		⑰ 危機管理・安全管理		
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
	I 自己変革力	⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		⑲ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
		⑲ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
セルフマネジメント力	自己変革力	⑲ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなげることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、モデルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性を踏まえ、教科等横断的な視点をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	発達や学びの連続性を踏まえた教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなげることができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協動的に業務に取り組むことができる。
			児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。
学級・H R 経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の発達理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行うことができる。
専門領域に関する力	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行うことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。
	D 保健教育の実践に関する力	⑦ 保健教育、啓発活動	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーターの役割を果たすことができる。
	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践することができる。
	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
チームマネジメント力	I 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一人としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
		⑬ 教職員間の連携・協働	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一人としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
	J 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑯ 人材育成	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
セルフマネジメント力	K 自己管理能力	⑰ 危機管理・安全管理	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑱ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		⑲ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		⑳ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
	L 自己変革力	㉑ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉒ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の萌芽行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの保健管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)		若年前期(2～4年)	
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。			
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。		教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。	
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるができる。		児童生徒との関わり的重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。		児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。		児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	
		④ 発達支持的生徒指導※ ¹	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。		全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※ ²	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。		校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。		学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。	
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。		病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。		児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。	
		⑨ 衛生管理	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができる。		学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。		指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。	
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。		学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。	
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。		ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。	
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。		「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。		組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。		組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。		校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	
		⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。		自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	
		⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。		危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	
セルフマネジメント力	J 自己管理能力	⑲ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。		教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解しするとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	
		⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。		倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	
		㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。		高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	
		㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。			
	K 自己変革力	㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。		教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	
		㉔ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。		国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、モデルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」

		校長		副校長・教頭	
求められる 資質・能力		トップリーダーとしての人間の魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。		人間の魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。	
A 資質		①	教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	①	教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。
		②	学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	②	校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。
		③	教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③	教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。
		④	児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。
		⑤	教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤	教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。
B 組織 マネジメント C カリキュラム・マ ネジメント D リスク マネジメント E 地域等 マネジ メント F 人材 育成 G ガ バ ナ ン ス H コ ン プ ラ イ	B 組織 マネジメント	⑥	内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをすることができる。	⑥	学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。
		⑦	学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑦	学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。
		⑧	学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧	学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。
	C カリキュラム・マ ネジメント	⑨	発達や学びの連続性、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨	発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。
		⑩	児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩	教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
		⑪	学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
	D リスク マネジメント	⑫	児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫	児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。
		⑬	突発的な事態や災害時に迅速かつ確かな判断や指示をすることができる。	⑬	突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
		⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
		⑮	校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑮	児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。
	E 地域等 マネジ メント	⑯	地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑯	校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。
		⑰	地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑰	地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
		⑱	校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱	地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。
	F 人材 育成	⑲	教職員の育成を図るための校内指導体制を整えることができる。	⑲	校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
		⑳	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑲	教職員の育成を図るための校内指導体制を運営することができる。
		㉑	教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉑	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
		㉒	教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導や対話に基づく研修等の受講奨励を行うことができる。	㉒	教職員の評価を的確に実施することができる。
G ガ バ ナ ン ス H コ ン プ ラ イ	G ガ バ ナ ン ス 監 督 務	㉓	教職員の服務監督を適切に行うことができる。	㉓	教職員の服務監督を適切に行うことができる。
		㉔	教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔	教職員の服務監督を適切に行うことができる。
	H コ ン プ ラ イ	㉕	法令等に基づいた適正な学校経営を行うとともに、不祥事防止委員会※を効果的に機能させ、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。	㉕	教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。
		㉖	県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉖	校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営を行うとともに、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。
㉗		県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉗	県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。	
		㉘	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉘	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

※ 令和6年度より、校長を長とし、全ての県立学校及び市町村(学校組合)立学校において設置。
 校内研修を実施するほか、各校における校内研修の内容や不祥事防止月間における取組内容を協議するなど、不祥事防止に係る取組を強化。

主幹教諭		指導教諭	
命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。		高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。	
①	教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	①	教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
②	命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	②	教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
③	教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③	教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
④	児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
⑤	命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤	授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
⑥	学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥	学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。
⑦	PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦	PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑧	学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑧	学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
⑨	発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨	発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
⑩	児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩	教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪	自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑫	児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫	児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
⑬	突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬	
⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。		
⑮	児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑭	児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
⑯	校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。		
⑰	地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑮	保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。
⑱	校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。		
⑲	教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑯	教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
⑳	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑰	授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのったり指導・助言したりすることができる。
㉑	教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	⑱	教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
㉒	教職員の服務監督を助けることができる。		
㉓	校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	⑲	校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
㉔	校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営や、不祥事の防止に向けた取組ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。		
㉕	目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。		
㉖	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	⑳	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

高知県教員育成指標の活用

「高知県教員育成指標」は、本県の現職教員等が、学び続ける教員として、主体的に学び合い、自らの資質・能力を向上させていくための目安として策定しました。

本県では、この指標に基づいて「高知県教員研修計画」を作成し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。

県教育センターでは、若年教員やミドルリーダー、管理職等を対象とした研修を実施するとともに、県の教育課題に応じた研修を行っています。

学び続ける教員

管理職等

発展期(20年～)

中堅期(10年～)

若年後期(5～9年)

若年前期(2～4年)

新規採用期(0～1年)

若年教員研修や中堅教諭等資質向上研修においては、下記のように「自己の達成規準」を設定して実践し、振り返りを行っています。

求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」



若年教員研修や中堅教諭等資質向上研修において、「高知県教員育成指標」で示している項目の資質・能力を身に付けていくために、受講者個々が、各資質・能力に対するこの1年間で目指す具体的な姿を「自己の達成規準」として設定し取り組み、校長との面談等を通して教育実践を振り返るためのものです。

－「自己の達成規準」作成及び実践の手順－

- ①自己の経験段階に応じた資質・能力を確認します。
- ②求められる資質・能力を身に付けるために、この1年間で自分が実現する具体的な姿を「自己の達成規準」として作成します。
- ③「自己の達成規準」の達成を目指し、日々の実践や研修に取り組みます。
＊常に PDCA サイクルを意識して取り組みましょう。
- ④「自己の達成規準」の達成状況を4段階で自己評価し、振り返ります。
4：十分できている 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない
＊年度末には、校長評価もしてもらいましょう。
- ⑤振り返りを基に、次年度の取組につなげます。

教諭 新規採用期 「自己の達成規準」の具体例

以下に示した例を参考に、自分の年次に該当する指標（2～4年次は「若年前期」など）を確認したうえで、「自己の達成規準」を作成しましょう。

学級・HR経営力

【集団を高める力】

新規採用期の指標

各指標に対して自分がこの1年間で目指す具体的な姿を記入します。
これが「自己の達成規準」となります。

①	児童生徒との信頼関係の構築 児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わるができる。
	【自己の達成規準】（例） ・児童生徒と話をするときには、目線の高さを合わせたり、児童生徒一人一人の思いを受け止めたりしながら聞くことができる。

【一人一人の能力を高める力】

⑤	特別な配慮を要する児童生徒への対応 保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・家庭や学校における児童の様子を電話連絡等によって保護者と共有するとともに、管理職等と相談しながらより良い方法を考えて対応している。

学習指導力

【授業実践・改善力】

⑥	授業構想 学習指導要領を理解し、単元（題材）や1単位時間において育成すべき資質・能力（ねらい）を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・授業の計画を立てるときには、本単元や本時で付けるべき力を学習指導要領で常に確認しながら構想している。

【専門性探究力】

⑨	専門性の追究 学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学習指導要領を日常的に読むとともに、研修会や書籍等から授業づくりの基本的な知識や技能を学び、日々の授業に生かしている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑬	教職員間の連携・協働 「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学級でトラブル等があった場合には、自分一人の判断で対応するのではなく、管理職等に報告・連絡・相談したうえで、早期に対応している。

【組織貢献力】

⑯	人材育成 学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学校内外の研修会等では、自己課題と照らし合わせながら目的意識をもって参加し、常に学び続けようとしている。

セルフマネジメント力

【自己管理能力】

⑱	法令遵守 教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・言葉遣いや挨拶に気を付ける等、社会人として常識ある行動をするとともに、常に自己の行動を振り返りながら教育公務員としての意識をもって行動することができている。

【自己変革力】

㉓	自己啓発 常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・管理職や同僚に自分の授業を日々参観してもらい、指導を受けたことを次の授業から意識して取り入れたり、他校の授業実践を参考にしたりする等、課題解決に向かって努力している。

教諭 中堅期 「自己の達成規準」の具体例

ここでは、中堅期（10 年～）の指標に対する「自己の達成規準」の一例を示しています。以下に示した例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

学級・HR経営力

【集団を高める力】

②	児童生徒間の人間関係の構築 児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学級経営案に基づき、学校行事や特別活動等において、リーダー会を開いたり、学級通信をグループで作成したりするなどの取組を進めることができている。

【一人一人の能力を高める力】

④	発達支持的生徒指導 学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・児童生徒一人一人が自己の将来を描きながら可能性を伸ばすことができる教育活動について、スクールカウンセラー等と協力し、他の教員に助言することができている。

学習指導力

【授業実践・改善力】

⑦	指導技術の工夫 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・授業参観のポイントを示したうえで、模範として他の教員に授業を公開することができるとともに、他の教員の授業展開について指導・助言ができている。

【ICT 活用指導力】

⑪	ICT や教育データの効果的な活用 情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICT を活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・ICT や教育データ活用の意義や効果を理解し、他の教員に対して授業における効果的な活用をアドバイスすることができている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑬	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学年主任として、学年団を取りまとめ、定期的に学年会を行い、情報共有や課題の提起や対応などを行うことができている。

【組織貢献力】

⑯	人材育成 自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・若年教員等の実践的指導力の向上を図るために、管理職と連携をしながら、必要な支援や助言ができている。

セルフマネジメント力

【自己管理能力】

⑳	郷土愛 高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・地域の歴史や文化を知り、地域行事に積極的に参加し、地域と学校との連携に携わることができている。

【自己変革力】

㉓	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうと自己研鑽することができている。

養護教諭 「自己の達成規準」の具体例

養護教諭、栄養教諭は教諭における「学習指導力」の領域を「専門領域に関する力」の領域としています。以下に示した例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

専門領域に関する力（新規採用期）

【保健管理に関する力】

⑥	救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生 救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・医療機関等への受診の有無を含めた的確な判断の下に救急処置ができています。

【健康相談に関する力】

⑧	心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携 健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・保護者や教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、医療機関等と連携できている。

専門領域に関する力（中堅期）

【保健管理に関する力】

⑥	救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生 健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・健康診断や健康観察の情報を総合的に判断して、自校の健康課題について学校全体で改善に向けた取組ができるよう、職員会等で具体的な方法が提案できている。

【ICT 活用指導力】

⑪	ICT の効果的な活用 情報社会の動向を積極的に把握し、ICT を活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・保健教育に関する教材研究や指導場面において、ICT を活用するとともに、周りの教員に対して指導・助言ができている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑬	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・養護教諭として、各学校の学校保健の取組の中心となり、定期的に各部会や会議等で情報共有や課題の提起、対応などを行うことができています。

セルフマネジメント力

【自己変革力】

⑬	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうとするために自己研鑽することができている。

栄養教諭 「自己の達成規準」の具体例

専門領域に関する力（新規採用期）

【学校給食の管理に関する力】

⑧	栄養管理 成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・児童生徒の実態把握をするためにアンケート等の調査を実施し、自校の学校給食摂取基準を策定し、それに基づいた献立を考えることができています。

【連携・調整力】

⑩	食に関する指導、学校給食の管理 全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学校教育目標を踏まえた食に関する全体計画や年間指導計画、年間献立計画を作成し、教職員と連携し、計画を実行することができている。

専門領域に関する力（中堅期）

【学校給食の管理に関する力】

⑧	栄養管理 地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学校や地域の食生活に関する実態、児童生徒の体格や健康状態等を把握して学校給食摂取基準を策定し、作成した献立の残食率、栄養提供量等からの評価を行い、児童生徒の健康状態の改善につなげることができるよう努めている。

【連携・調整力】

⑩	食に関する指導、学校給食の管理 教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・児童生徒が学校で学習したことを家庭の食事等で実践することができるよう、家庭や地域の理解、協力を得ながらお便りや給食試食会等を通じて児童生徒の食生活の改善に取り組むことができている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑭	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じてリーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・健康推進部長として、チームを取りまとめ、定期的に部会を行い、情報共有や課題の提起、対応などを行うことができている。

セルフマネジメント力

【自己変革力】

⑳	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうとするために自己研鑽することができている。